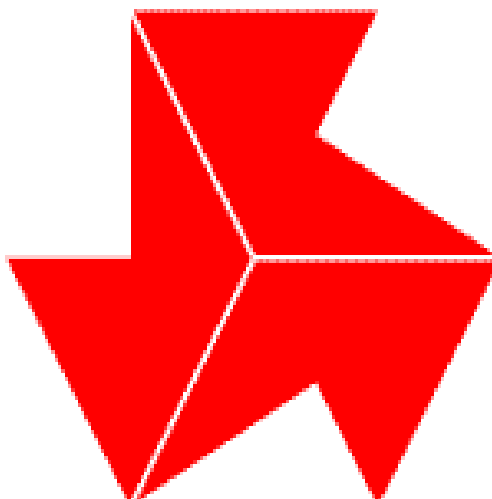


佐賀県高等学校総合体育大会

危機管理マニュアル



佐賀県高等学校体育連盟

「佐賀県高等学校総合体育大会」危機管理マニュアル

〈目次〉

- 1 緊急時対応の基本的な考え方 P 1
 - (1) 緊急事案
 - (2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止
 - (3) 競技会中止・中断等の協議
 - (4) 関係機関への報告
 - (5) 実施本部員の派遣
 - (6) 報道機関への対応
 - (7) 最終判断者

- 2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方《フロー》 P 2

- 3 競技運営に当たっての注意事項 P 3
 - (1) 緊急事案に備えての事前確認
 - (2) 1日単位の競技運営の確認
 - (3) 緊急時の対応体制
 - (4) 1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》 P 4

- 4 自然災害に対する予防及び対応 P 5. 6. 7
 - (1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応
 - (2) 落雷（降雨含む）に伴う対応
 - (3) その他自然災害に対する対応
 - ①光化学スモッグ注意報
 - ②地震
 - ③火災
 - (4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル
 - (5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）
 - (6) 代替日の設定及び参加者への連絡

- 5 医療等の予防及び対応 P 8
 - (1) 食中毒発生時の対応について
 - (2) 熱中症予防及び対応について
 - (3) 感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防および対応について

1 緊急時対応の基本的な考え方（大会期間中）

(1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、電話又はFAX等で専門部委員長が県高体連事務局に連絡する。

- ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷等)
- イ 事故(交通事故等)人身事故等で傷病者が重篤な場合
- ウ 病院搬送事例
- エ 怪我
- オ 食中毒
- カ 熱中症
- キ その他

(2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、大会実施本部（以下実施本部(競技専門部)という。）は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(3) 競技会中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、実施本部は、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。

また、競技会の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこととする。

なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後7時までとする。

(4) 関係機関への報告

上記の事由により競技会の中止・中断等の協議を行った場合、専門部は、県高体連事務局に報告を行うこととする。

(5) 専門部委員の派遣

専門部は、必要に応じて専門部関係者を病院等に派遣する等、適切に対応するものとする。

(6) 報道機関への対応

実施本部は、必要に応じて報道提供資料を作成し、資料提供を行うこととする。

なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

(7) 最終判断者

緊急時対応の最終的な判断については、専門部長が行い、県高体連会長に報告するものとする。

2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(大会期間中)

(1) 競技の中止等を検討しなければならない状況

参加者の「生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、
又は生じるおそれがある事態」が発生した場合
または、喫緊に発生することが予想される場合

〔 情報入手 〕

競技専門部

< 関係者で協議 >

県高体連専門部長・各専門部委員長

態 度 決 定

県高体連事務局

※ 状況に応じて、大会終了後に開催県高体連事務局もしくは専門部から関係機関・関係者に礼状等を送付する。

3 競技運営に当たっての注意事項

(1) 緊急事案に備えての事前確認

- ① 実施本部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所の確認等を行う。
- ② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、以下に示すことを確認しておく。
 - ア 避難場所、避難経路、非常口等
 - イ AEDの設置場所・使用方法
 - ウ 消火器の設置場所・使用方法
- ③ 会場設営等については安全対策を十分に行う。(テント設営における強風対策等)

(2) 1日単位の競技運営の確認

- ① 実施本部は以下に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め、各責任者等に周知しておく。《実施フロー図参照》
- ② 災害や事件・事故が発生した場合は県高体連専門部委員長から県高体連事務局へ報告すること。

連絡事項	連絡先	
	県高体連事務局	報道
災害(地震、台風等)	●	/
事件・事故等	●	/
競技の開始・終了	●	/
競技結果	●	●
競技の中断・再開	●	/
その他連絡事項	●	(内容により)

- ③ 補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。
競技時間の延長、荒天時等による競技中断等があっても、補助員の安全管理上、**業務終了時刻(会場での解散時刻)を午後8時**とし、厳守すること。

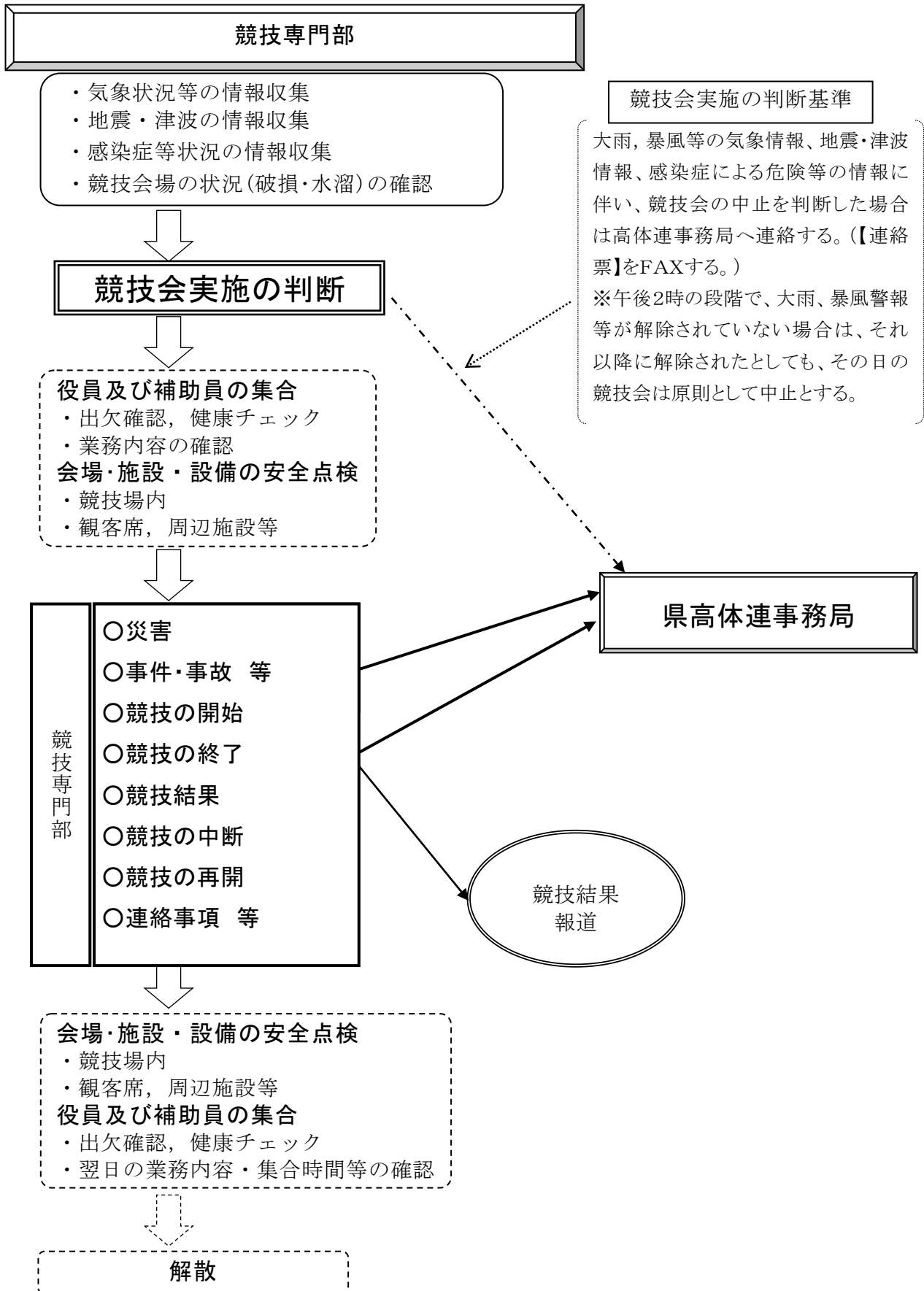
(3) 緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、**対応マニュアルを作成**しておくこと。

(例) ・競技運営対応マニュアルの作成

- ・自然災害・気象警報等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応マニュアルの作成

(4) 1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》



競技会場（実施本部）から 開催県高体連事務局へ FAX _____

連 絡 票

競 技 名			
競 技 会 場 名			
記 載 者	(役職) (氏名)	連絡先	会場 - - (携帯 - -)
記 載 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分		

● 該当する項目の番号に丸印を付けて、必要事項を記入してください。

1 本日の競技を開始しました。 (開始時刻： 時 分)

特記事項

2 本日の競技を終了しました。 (終了時刻： 時 分)

特記事項

3 競技を中断しました。 (中断時刻： 時 分)

中断理由
再開の目処等

4 競技を再開しました。 (再開時刻： 時 分)

5 競技を中止しました。 (中止時刻： 時 分)

6 その他連絡事項等 (競技会実施の判断を含む)

--

4 自然災害に対する予防及び対応

(1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

- ① 実施本部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
- ② 事前に設定した時刻(例：競技開始3時間前等)において、大雨警報、又は暴風警報(風速20 m/s以上)が発令されている場合は、原則として、競技会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。
- ③ 午後2時までに大雨警報、又は暴風警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員・補助員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。(競技開始、再開の場合についても終了時刻(午後7時)を厳守すること。)
- ④ 午後2時の段階で大雨警報、又は暴風警報が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技会は原則として中止とする。

(2) 落雷（降雨含む）に伴う対応

① 競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、大会前に以下の準備をする。

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
(特に屋外競技)

イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定

ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

② 競技の中断・中止等の判断

実施本部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。

また、必要に応じて、参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離(約10 km)の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、十分注意する。

(3) その他自然災害に対する対応

① 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグ(オキシダント)の濃度が高くなると、人によっては目やのどの痛み、吐き気等の健康被害が発生する可能性があるため、ホームページ等から情報を収集し、対応にあたること。

ア 注意報の発令

光化学スモッグ注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12 ppm以上である状況になり(測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により)、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令されます。

イ 注意報発令後の対応

大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断し被害の拡大防止に努める。

ウ 被害発生時の対応

実施本部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

- ・ 目やのどに刺激や痛みを感じた場合は、洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
- ・ 頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、医療機関に搬送する。
- ・ 被害の発生状況について、速やかに大会本部へ報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

② 地震

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 地震発生後のアナウンス（例）

「ただいま地震が発生しましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。」

※ 津波警報（注意報）が発令された場合のアナウンス

「ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。（又は、皆様の安全のため、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。）」

ウ 被害状況の確認

- ・ 施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。

エ 被害が発生した場合、又は震度4以上の場合

- ・ 火災発生の場合は初期消火に当たる。
- ・ 施設破損した場合→ 現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。
- ・ 負傷者が発生した場合、負傷者を処置する。
- ・ 重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。

オ 実施本部は、被害状況等を基に競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

カ 実施本部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

③ 火災

ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。

イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。

- ウ 実施本部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。
- カ 実施本部は、火災及び被害の状況等を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

(4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報する。

(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天気一般 (大雨・暴風等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方気象台ホームページ ・ 地方気象台 観測予報課
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁ホームページ（台風情報） http://www.jma.go.jp/jp/typh/
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁ホームページ（地震情報） http://www.jma.go.jp/jp/quake/
紫外線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁ホームページ（紫外線情報分布図） http://www.jma.go.jp/jp/uv/
光化学オキシダント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 http://soramame.taiki.go.jp/

(6) 代替日の設定及び参加校への連絡

競技会を中止した場合、全国大会への代表権がかかっており、代替日を設定する必要がある場合は、学校行事等を十分考慮する。

なお、代替日は原則として週休日に設定する。週休日の設定が無理な場合は高体連事務局に相談する。

また、参加校へは専門部長名で連絡する。

5 医療等の予防及び対応

(1) 食中毒発生時の対応について

【別紙1-1】緊急時の連絡体制（食中毒（疑い）等発生時の措置体制

【別紙1-2】帰省後に食中毒（疑い）が発生した場合の措置体制

【別紙様式1】食中毒（疑い）発生報告書

(2) 熱中症予防及び対応について

実施本部は、大会参加者に対して、熱中症指標計等により測定した気温や湿度等を周知するとともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

《例》「参加者へのご案内」、チラシ、ポスターなど

(3) 感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防及び対応について

① 感染症の予防について

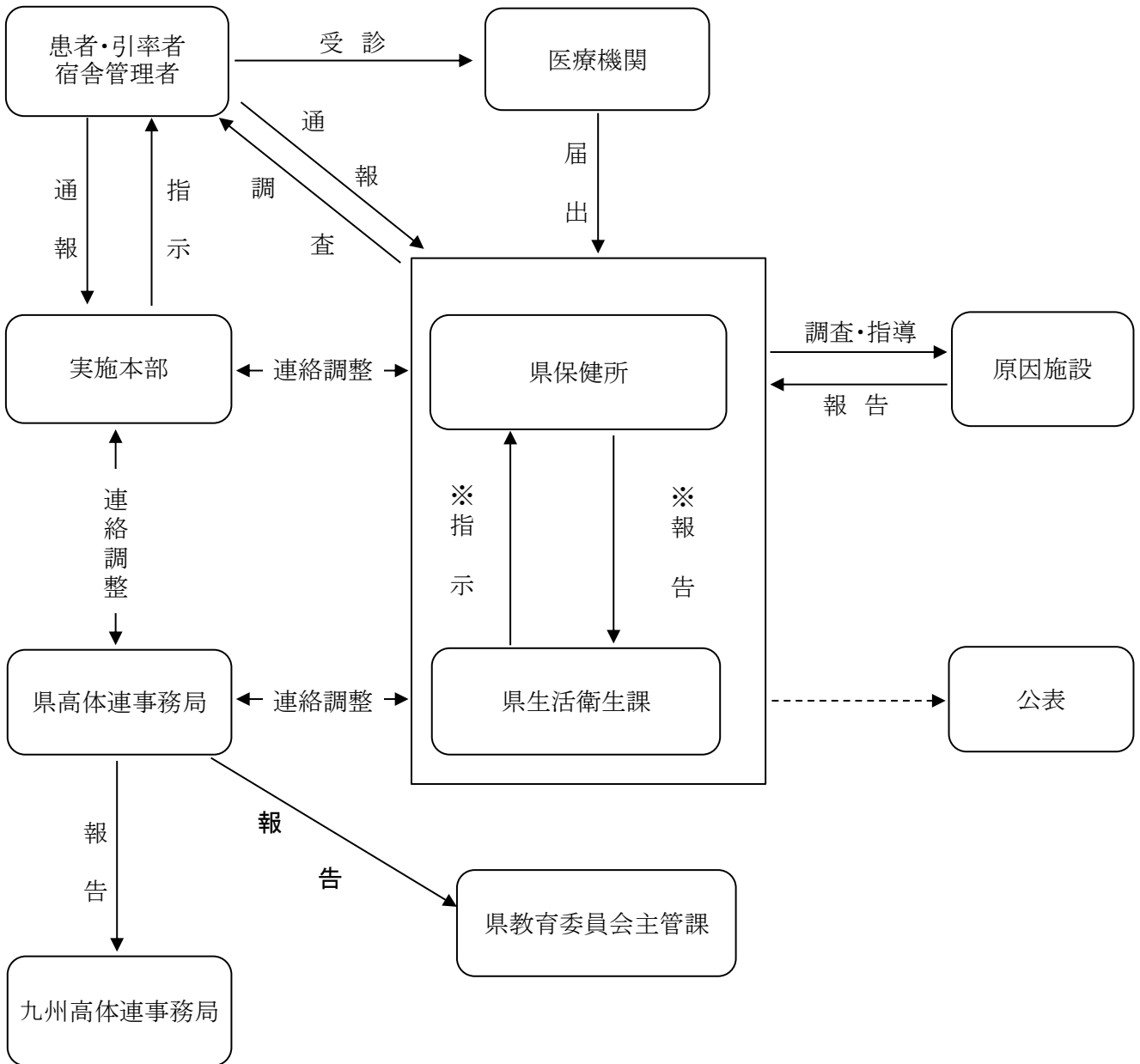
大会開催前に選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。

② 感染症の発生時における対応について

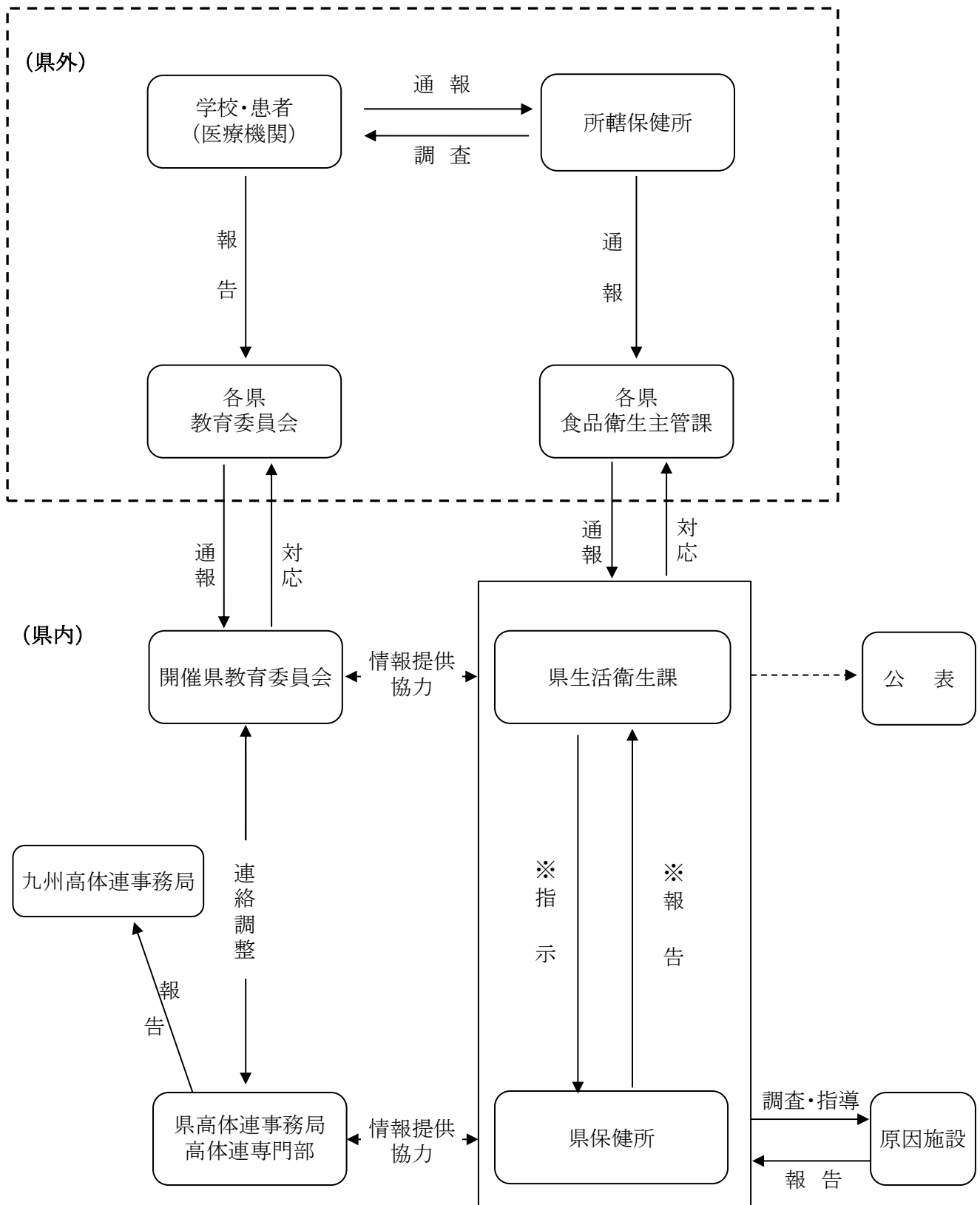
ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、実施本部は、その状況について高体連事務局へ報告する。

イ 濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、高体連事務局や関係機関（県教育委員会、医療機関、所轄保健所等）の指示を受けて対応し、宿泊施設と連携して集団感染の拡大防止に努める。

緊急時の連絡体制 (食中毒(疑い)等発生時の措置体制)



帰省後に食中毒(疑い)が発生した場合の措置体制



別紙様式 1

佐賀県高等学校体育大会における食中毒（疑い）・インフルエンザ等発生報告書

年 月 日

佐賀県高体連会長 殿

() 競技専門部

(連絡先) 担当者名

Tel

下記のとおり、発症者がいますので報告します。

情報を受けた月日	月 日 () 午前・午後 時 分
届出・通報者の 氏名等	住所 氏名 (病院・医院 Tel)
初診月日	月 日 () 午前・午後 時 分
発生日	月 日 () 午前・午後 時 分
発生場所	
患者（発症者）数	
患者（発症者）の所属団体 名等	団体の名称： 団体の規模：約 人 競技の種類：
主な症状（○で囲む）	吐き気、嘔吐： 回、腹痛、下痢： 回（軟便・水様・血便）： 発熱： ℃、頭痛、悪寒、その他

概 要	
1 いつ、どこで、だれがど うしたかを記入すること。	
2 団体の場合は責任者の 氏名・職名・携帯電話番 号・連絡方法等を記入する こと。	
3 その他参考となるもの を記入すること。	